

# 国別障害関連情報 イラン・イスラム共和国

独立行政法人  
国際協力機構（JICA）

令和3年2月  
（2021年2月）

株式会社国際開発センター  
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
イラン・イスラム共和国  
目次

1. 基礎指標 .....	1
1-1. 基礎指標 .....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策 .....	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	10
2-3. CRPD 批准による対応状況 .....	12
2-4. 障害関連施策の状況.....	17
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況 .....	34
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	35
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	36
3. 障害関連団体の活動概況.....	39
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	39
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	39
4. 参考資料 .....	41

図表目次

図 1-1 年齢別統計 .....	4
図 1-2 地域別統計 .....	5
図 2-1 障害者の保護を監視するための全国メカニズム .....	6
図 2-2 イランの報告書提出状況 .....	12
図 2-3 リハビリテーションユニット数 .....	21
図 3-1 テヘランの 22 ディストリクトにおいて活動する DP0 のメンバー数の分布 ..	39
表 1-1 障害者保護法（2004）と障害者権利保護法（2018）の比較 .....	3
表 1-2 障害種類数及び性別統計 .....	4
表 1-3 年齢別統計 .....	5
表 1-4 地域別統計 .....	5
表 2-1 障害関連担当機関 .....	7
表 2-2 その他の障害関連機関 .....	8
表 2-3 医療委員会によって認定された傷痕軍人（2017） .....	20
表 2-4 健康保険の対象者 .....	20
表 2-5 政府・民間のリハビリテーションユニット .....	22
表 2-6 リハビリテーションユニットの利用者内訳（2010） .....	22
表 2-7 FMVA の支援を受けている精神病院の内訳 .....	22
表 2-8 障害者権利支援法（2004）と障害者権利保護法（2018）の教育に関する規定の 比較 .....	23
表 2-9 各教育レベルにおける児童・生徒数と教職員数（通常教育・特別支援教育）	24
表 2-10 特別支援教育を受ける児童・生徒数 .....	24
表 2-11 障害者雇用率 3%による雇用された障害者数（2007-2011） .....	28
表 2-12 障害者の雇用及び訓練の状況（人）（2013） .....	28
表 2-13 障害者に対する SWO から現金給付（単位：100 万リアル） .....	30
表 2-14 障害者年金（単位：100 万リアル） .....	30

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
FMVA	Foundation of Martyrs and Veterans Affairs	殉教者・退役軍人財団
IRC	The Iranian Red Crescent Society	イラン赤新月社
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SWO	State Welfare Organization	国家福祉機関
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関

## 1. 基礎指標

### 1-1. 基礎指標<sup>1</sup>

一人当たりの GDP	5,955.11 米ドル	2017 年
------------	--------------	--------

### セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	8.66 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.00 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	N/A	

### 人口

総人口	82,913,910 人	2019 年
男性人口比率	50.5 %	
女性人口比率	49.5 %	
都市人口比率	75.0 %	
農村人口比率	25.0 %	
出生時平均余命（全体）	76 歳	2018 年
男性	75 歳	
女性	78 歳	

### 保健医療

栄養不足蔓延率	5 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	9 人	2019 年

### 教育

教育制度 <sup>2</sup>		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	9 年	2019 年
成人識字率（全体）	86 %	2016 年
男性	90 %	
女性	81 %	

<sup>1</sup> 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

<sup>2</sup> イランの教育制度は、初等教育 6 年、前期中等教育 3 年、後期中等教育 3 年、高等教育 4 年である。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	111 %	2017 年
男子	108 %	
女子	114 %	
中等教育（総就学率）		
全体	86 %	2017 年
男子	88 %	
女子	85 %	
高等教育（総就学率）		
全体	68 %	2017 年
男子	67 %	2018 年
女子	59 %	2018 年

## 雇用

失業率（全体）	11.2 %	2020 年
男性	9.3 %	
女性	19.0 %	

## 1-2. 障害に関する指標

### 1-2-1. 障害の定義

イラン・イスラム共和国（以下、「イラン」）における障害者の定義は、障害者権利支援法<sup>3</sup>（2004）（qānūn-e jāme‘-e hemāyat az hoqūq-e ma‘lūlān）及び障害者権利保護法（2018）（Law to Protect the Rights of the Disabled<sup>4</sup>）においてなされている（表 1-1 参照）。障害者権利保護法は、障害の種類と程度の決定を国、州、市の 3 つのレベルで設置されている保健省管轄のリハビリテーション医療委員会の責任としている。ただし、障害者権利保護法（2018）は国会で批准されているものの、2019 年 9 月時点において予算が措置されず、実施に至っていない<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> イラン政府により同法律が採択されたのは 2004 年であるが、国会による批准は 2007 年、施行は 2011 年。法律名の和約は、細谷（2011）より引用。なお、政府報告での英訳は「Comprehensive Law to the Protection on the Persons with Disabilities」である。なお、ペルシャ語名称の「hoqūq」は「権利」を意味している。

<sup>4</sup> ペルシャ語名称が見つからないため、Center for Human Rights による英訳を採用。

<https://iranhumanrights.org/2020/01/english-translation-irans-law-to-protect-the-rights-of-the-disabled/>（参照 2020-12-17）

<sup>5</sup> イラン人権センターウェブサイト記事に基づき記述。<https://www.iranhumanrights.org/2020/05/persian-translation-unguidance-on-protecting-people-with-disabilities-from-covid-19/>（参照 2020-12-17）

表 1-1 障害者保護法（2004）と障害者権利保護法（2018）の比較

障害者権利支援法（2004）	障害者権利保護法（2018）
<p>障害者とは、国家福祉機関（State Welfare Organization。以下、「SWO」）の医療委員会によって、社会的及び経済的自立程度が低下するような状態で、身体的、精神的並びに知的な傷害（Injuries）による健康と全体的な機能（Health and Public Functioning）の継続的かつ重大な障害があると診断された人を意味する。</p>	<p>障害者とは、SWO の「障害の種類と程度を決定にかかる医療・リハビリテーション委員会」の承認を得て、身体的、感覚的（視覚及び / または聴覚）、知的、精神的（Psychological）、または複数の機能障害により、日常生活及び社会的貢献において重大かつ一貫した制限及び困難に直面している人を意味する。</p>

出所：障害者権利支援法（2004）及び障害者権利保護法（2018）を基に調査チームが作成

### 1-2-2. 障害に関する統計整備状況

障害者保護法（2004）において、イラン統計センター（以下、「統計センター」）<sup>6</sup>が障害に関する統計の責任をもつとしている。統計センターは、国勢調査において、障害種別の人口の算定を行う。近年では2006年、2011年、2016年に国勢調査が実施されており、障害者人口に関する統計データは国勢調査（2006）<sup>7</sup>のみがウェブ公開<sup>8</sup>されている。なお、統計センターウェブサイトにおいて公開されているイラン統計年鑑（2017-2018）には、障害者人口に関する情報は無い。イラン政府による調査における障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットの利用については確認できない。

障害者権利委員会に提出したCRPDに関する政府報告書（以下、「政府報告」）によれば、2013年の時点で以下の対応がなされている。

- ・SWO の情報通信管理開発センター（The Center for Information, Communication and Administrative Development）は毎年、SWO のリハビリテーション部門と協力しつつ、障害者人口に関する包括的な統計を、障害種別、障害の原因、年齢、性別、居住地域ごとに分類して作成している。
- ・イランにおいては多くの障害者が、イラン・イラク戦争（1980-1988）において、または戦争の影響<sup>9</sup>によって障害者になって以来、殉教者・退役軍人財団（Foundation of Martyrs and Veterans Affairs。以下、「FMVA」）は、傷痍軍人に関する包括的な情報を、受傷の種類ごとに分類し、程度について25%以上障害と25%未満障害の2つに分類している。

<sup>6</sup> ペルシャ語版ウェブサイト <https://www.amar.org.ir/default.aspx>、英語版ウェブサイトは、<https://www.amar.org.ir/english>（参照 2020-12-16）

<sup>7</sup> 調査項目に挙げられている機能障害は、以下のとおり。Blindness, Deafness, Speech and Voice Disorder, Hand Amputation, Hand impairment, Leg Amputation, Leg impairment, Torso impairment, Mental Disorder。統計センター作成資料に基づく。

<sup>8</sup> <https://irandaportal.syr.edu/welfare-social-security>（参照 2020-12-16）

<sup>9</sup> 具体的な説明はなされていないが、地雷及び不発弾等によって障害を負ったと考えられる。

- ・イマーム・ホメイニ救済財団<sup>10</sup> (Imam Khomeini Relief Foundation) は、州、障害の種類、年齢、性別ごとに分類された障害者に関する統計も提供している。
- ・障害者に仕事を提供するために、関連組織でのデータ収集と処理に関連するほとんどの役職には障害当事者が就いている。例えば、傷痍軍人またはその子どもたちが、FMVAの統計部門のスタッフの大部分を占めている。

1-2-3. その他統計

障害者数 (全体) <sup>11</sup>	1,012,222 人	全人口の 1.44 %	2006 年
男性	647,109 人	男性人口の 0.92%	
女性	365,113 人	女性人口の 0.52 %	

表 1-2 障害種類数及び性別統計<sup>12</sup>

	男女合計 (人)	男性 (人)	女性 (人)
合計	1,012,222	647,109	365,113
1 種類の障害	820,275	529,867	290,408
2 種類の障害	138,744	85,231	53,513
3 種類以上の障害	53,203	32,011	21,192

出所：国勢調査（2006）を基に調査チームが作成

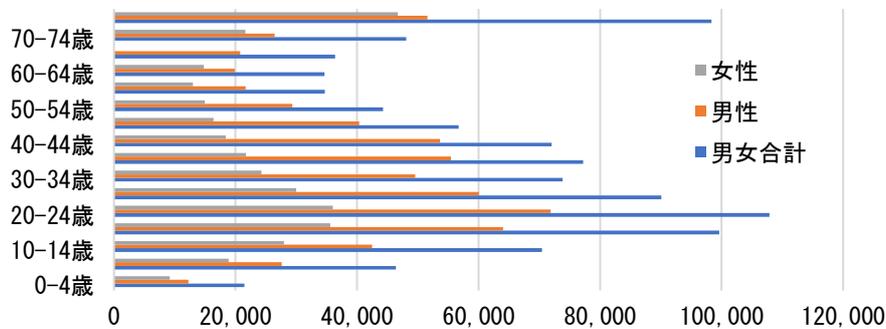


図 1-1 年齢別統計

出所：国勢調査（2006）を基に調査チームが作成

<sup>10</sup> 1979年に設立されたイランの慈善組織。低所得世帯の支援を目的としている。

<sup>11</sup> 国勢調査（2006） <https://irandataportal.syr.edu/welfare-social-security>（参照 2020-12-16）

<sup>12</sup> 障害種・機能障害種に分類された情報は公開されていない。

表 1-3 年齢別統計

年齢グループ	男女合計	男性	女性
合計	1,012,222	647,109	365,113
0-4 歳	21,459	12,272	9,187
5-9 歳	46,392	27,591	18,891
10-14 歳	70,465	42,479	27,986
15-19 歳	99,620	64,031	35,589
20-24 歳	107,899	71,860	36,039
25-29 歳	90,101	60,086	30,015
30-34 歳	73,848	49,585	24,263
35-39 歳	77,218	55,470	21,748
40-44 歳	72,031	53,662	18,369
45-49 歳	56,732	40,371	16,361
50-54 歳	44,276	29,341	14,935
55-59 歳	34,680	21,662	13,018
60-64 歳	34,664	19,876	14,788
65-69 歳	36,422	20,757	15,665
70-74 歳	48,084	26,453	21,631
75 歳以上	98,331	51,613	46,718

出所：国勢調査（2006）を基に調査チームが作成

表 1-4 地域別統計

居住区	男女合計（人）	男性（人）	女性（人）
合計	1,012,222	647,109	365,113
都市部	633,631	407,315	226,316
農村部	377,258	238,921	138,337

出所：国勢調査（2006）を基に調査チームが作成

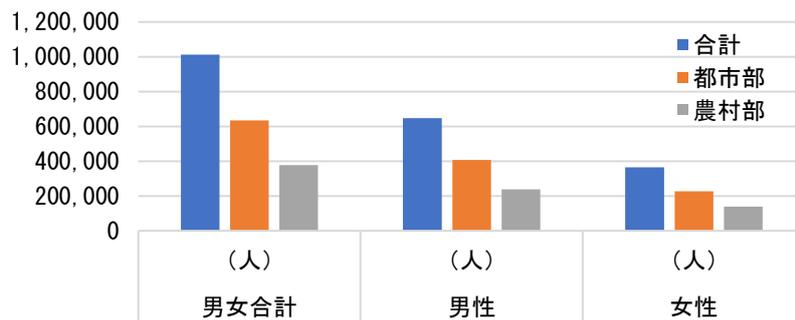


図 1-2 地域別統計<sup>13</sup>

出所：国勢調査（2006）を基に調査チームが作成

<sup>13</sup> 都市部、農村部の定義については記載がない。



障害者の訓練分野において SWO と協力する。

【障害関連担当機関<sup>16</sup>】

CRPD の実施の責任を負う国家機関として、FMVA 及び SWO が指名されている。これらの機関の概要については以下に示すとおり。

表 2-1 障害関連担当機関

機関名称	概要
殉教者・退役軍人財団 (FMVA)	1980 年 3 月に、イスラム革命の指導者故エマーム・ホメイニの指示により、戦争の犠牲者、傷痍軍人、捕虜 (Isargaran)、その家族に名誉を与え、称賛するために、イスラム革命の犠牲者財団が設立された。2004 年に、FMVA に改称した。
国家福祉機関 (SWO)	SWO は、人間の尊厳を守り、非保険サービスを提供するために設立された。その主要な目的は、リハビリテーション、障害者保護、障害及び社会的な損害の防止に関するサービスを改善すること、障害者の基本的なニーズの確保を支援することである。また、SWO は、公共の予算を利用し、障害者及び困窮者の援助を拡大する、最も重要な政府機関の 1 つである、とされる。イスラム革命後に、複数の慈善団体及び保護団体が合併し、事業を開始した。現在は協同組合・労働・社会福祉省 (the Ministry of Cooperative, Labor and Social Welfare) の管轄下となっている。

出所：政府報告及び各担当機関ウェブ情報を基に調査チームが作成

その他、障害者に関連する主な機関については表 2-2 に示す<sup>17</sup>。

<sup>16</sup> 政府報告に基づく。

<sup>17</sup> 障害者権利保護法 (2018)

表 2-2 その他の障害関連機関

No.	機関名称	概要（障害者関連事項）
1	協同組合・労働・社会福祉省 (Ministry of Cooperatives, Labour and Social Welfare)	障害者権利保護法（2018）に基づく社会福祉指標の開発と改善、社会的脆弱性の削減、社会保障の拡大等を行う。
2	大統領議会 (The President & The Cabinet)	法制度の採択を行う。障害者の危機的な状況における支援に関する決定権をもつ。
3	イスラム諮問評議会 (Islamic Consultative Assembly)	立法府（議会）の一部であるイスラム諮問評議会内に、障害者の権利保護、障害を予防するための小委員会が形成されている。この小委員会は、障害者保護に関する包括法の制定、障害者を支援する新たな仕組みの構築について提言する。小委員会は、小委員会は、議会の約 100 人で構成され、障害者保護に関する包括法の改正、障害者関連法の採択、保護プログラム、障害者に特別予算を割り当てるための政府の年次予算作成の協議など、立法分野において障害者の権利を支援する。また、イランの政府報告の作成に携わっている。
4	司法・司法省裁判所 (Judicial, Department of Justice & Courts)	障害者のための法的な支援を提供する。
5	マスクーン銀行及び住宅基金 (Maskan Bank & Housing Foundation)	障害者のための住宅にかかる、金銭面の調整を行う。
6	国土・住宅機関 (National Land and Housing Organization)	障害者のための住宅にかかる、手続き面の調整を行う。
7	道路・都市開発省 (Ministry of Road and Urban Development)	障害者のための住宅及び移動にかかる調整を行う。
8	イマーム・ホメイニ救済財団 (Imam Khomeini Relief Foundation)	1979 年 3 月に、イスラム革命指導者故イマーム・ホメイニの指示により、設立された。イランのイスラム革命の目的を実現し、困窮者、低所得者の保護、救済を広げ、彼/彼女らを自立させることを目的とする。
9	イラン赤新月社 (The Red Crescent Society of Iran)	1922 年に「イラン赤獅子太陽社」の名称で設立され、1980 年に、国家協会がイラン赤新月社に改称した。

出所：政府報告及び各担当機関ウェブ情報を基に調査チームが作成

障害者権利保護法（2018）において、同法に関する調整、実施並びに監視を担う国家社会福祉高等評議会が設立されている。同評議会の概要は以下のとおりである。

機関名称	概要（障害者関連事項）
国家社会福祉高等評議会 （National High Council on Social Welfare）	評議会事務局は SWO に設置されている。同評議会による活動報告書が、毎年政府を通して国会に提出される。国会での議論後、同報告書は一般公開される。評議会メンバーは、以下の 19 名から構成される。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第一副大統領（First Deputy of the President）（議長）</li> <li>2. 協同組合・労働・社会福祉大臣（事務局長）</li> <li>3. SWO 代表</li> <li>4. 道路・都市開発大臣</li> <li>5. 教育大臣</li> <li>6. 科学・研究・技術大臣</li> <li>7. 保健・治療・医療教育大臣</li> <li>8. 産業・鉱業・貿易大臣</li> <li>9. 内務大臣</li> <li>10. スポーツ・青年大臣</li> <li>11. イラン公共放送局代表</li> <li>12. 国家計画・予算組織代表</li> <li>13. 行政・雇用組織代表</li> <li>14. 司法長官全権代表</li> <li>15. FMVA 代表</li> <li>16. イスラム諮問議会の保険、治療、社会分野代表</li> <li>17. 非政府組織（Non-Government Organization。以下、「NGO」）全国ネットワークによって障害グループごとに選出された障害当事者代表 5 名（オブザーバー参加）</li> <li>18. 協同組合・労働・社会福祉省によって紹介された障害分野専門家 3 名（オブザーバー参加）</li> <li>19. 民間リハビリテーションセンター代表者（オブザーバー参加）</li> </ol>

国家社会福祉高等評議会には障害当事者がメンバーとなっているがオブザーバーとしての参加である。なお、地方自治体はバリアフリー環境に関する許可業務、公共インフラの整備、公共交通の利用等を担う<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> 詳細は、2-4.⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組みを参照のこと。

## 2-2. 障害関連法律の詳細<sup>19</sup>

憲法（1989 改正）<sup>20</sup>第 3 条、19 条、28 条において、すべての国民に対する権利や差別の禁止等が明記されている。第 29 条において「イスラムの基準に準拠して」人種、性別、障害、言語、及び社会的地位に基づいた差別を禁止しているほか、イラン・イラク戦争により 10 万人が負傷者及び障害者となったと述べている。

障害者に関して初めて制定された総合的な法令は、障害者権利支援法（2004）である。同法は障害者の権利にかかる法律ではあるが、障害当事者が主体的に関わった、あるいは障害者運動によって実現した法律ではなく、SWO の主導により制定に至ったものである<sup>21</sup>。2009 年に CRPD 批准後、整合性を確保するために同法の改定を行い、障害者権利保護法（2018）を制定しているが実施には至っていない。障害者権利保護法（2018）の概要は以下のとおり。

法律名	障害者権利保護法（Law to Protect the Rights of the Disabled） <sup>22</sup>
施行年	2018 年
概要	保健・治療・リハビリテーション、レクリエーション・教育・文化・芸術、企業・雇用、住宅、啓発、司法支援・免税、生計・雇用支援、に関する項目を有する。 また、同法の実施及びモニタリングを担う国家社会福祉高等評議会の設立及び役割、国家機関及び地方自治体等の役割を定めている。

その他、障害者に関連する法律を以下に示す。

法律名	障害者権利支援法（Law on the Protection of Persons with Disabilities） <sup>23</sup>
施行年	2004 年
概要	関係省庁部局、組織等関連機関の義務、医療、リハビリテーション、援護、教育、職業訓練にかかるサービスの保障、障害者の保護並びに雇用について規定している。各条項において「政府支出金の枠内で」という文言が入っている <sup>24</sup> 。なお、同法は障害者権利保護法（2018）施行にともない、廃止される。

法律名	雇用法（Labour Law）
施行年	1993 年
概要	医療委員会の承認を得て、障害程度 25%以上の退役傷痍軍人は、政府職員の給与水準に準じて、通常職員と同じ給与及び手当をうけることを規定している。

<sup>19</sup> 政府報告に基づく。

<sup>20</sup> [http://pwerth.faculty.unlv.edu/Const-Iran\(abridge\).pdf](http://pwerth.faculty.unlv.edu/Const-Iran(abridge).pdf)（参照 2020-12-16）

<sup>21</sup> 細谷（2011）

<sup>22</sup> 原文はアラビア語であるが、イラン人権センターが英訳・ウェブ公開している。

<https://iranhumanrights.org/2020/01/english-translation-irans-law-to-protect-the-rights-of-the-disabled/>（参照 2020-12-16）

<sup>23</sup> 細谷（2011）に同法の和訳が掲載されている。アラビア語原文及び英訳版については情報が不足している。

<sup>24</sup> Ibid（2011）

法律名	精神保健法（Mental Health Legislation） <sup>25</sup>
施行年	1997 年
概要	精神保健サービス利用者の権利、能力、後見人に関する問題に焦点を置いている <sup>26</sup> 。

法律名	退役軍人に対するサービス提供に関する包括法 <sup>27</sup>
施行年	2007 成立、2011 年
概要	傷痍軍人、捕虜、その家族に対する包括的なサービスの提供について規定している。

法律名	刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure Act） <sup>28</sup>
施行年	2015 年
概要	性的虐待、暴力、虐待を受けた障害者は、SWO が弁護士を付し、裁判において権利擁護の支援を受けることができると規定している。

法律名	内閣府令第 77303 号（Act No. 77303 of the Cabinet of Minister） <sup>29</sup>
施行年	2015 年
概要	文化・イスラム指導省に点字書籍の作成・出版のための資金を割当てる義務を課し、第 12 条では、すべての法的機関に点字ですべての法律、規則、説明書、通知状を公開する義務を課している。また、情報通信省にウェブサイトを感じ覚障害者が利用できるようにする義務を課している。すべての新聞、雑誌は、電子形式で、障害者がコンテンツにアクセスできる。

法律名	市民の権利に関する憲章（Charter on Citizens' Rights） <sup>30</sup>
施行年	2016 年
概要	保健医療、リハビリテーション、技術訓練へのアクセスの権利を保障している。

<sup>25</sup> [https://www.who.int/mental\\_health/evidence/who\\_aims\\_report\\_iran.pdf?ua=1](https://www.who.int/mental_health/evidence/who_aims_report_iran.pdf?ua=1)（参照 2020-12-19）

<sup>26</sup> 同法を見直した改定法案が 2007 年に国会に提出されたが、議会で承認されたという報告は確認できない。

<sup>27</sup> 内閣府（2016）

<sup>28</sup> 「事前質問事項とイラン政府からの回答」に基づき記載。

<sup>29</sup> 内閣府（2016）

<sup>30</sup> <http://epub.citizensrights.ir/CitizensRightsEN.pdf>（参照 2020-12-19）

【障害者政策】

イラン政府による、主要な政策・計画は以下のとおりである。

政策名	第4次、第5次、並びに第6次国家開発計画 4 <sup>th</sup> , 5 <sup>th</sup> and 6 <sup>th</sup> National Economic Cultural and Social Development Plan
施行年	2005-2009, 2010-2015, 2016-2021
概要	第4次計画及び第5次計画には、障害者の権利にかかる項目 <sup>31</sup> が挙げられている。また第6次計画は障害者の情報へのアクセスに関する記述がある。

政策名	2025年に向けた子供と少年の権利に関する行動計画 (Comprehensive plan of action on the rights of the child and juvenile on the horizon of 2025)
施行年	2014
概要	障害児のための措置を定めている。 <sup>32</sup>

2-3. CRPD 批准による対応状況

イラン政府は2009年にCRPDを批准しているが、選択議定書には批准していない。政府報告の初回提出は2013年であり、総括所見は2017年に発出された。2022年6月19日までに第2、第3、第4の報告書をまとめて提出することが求められている。これまでの手続き状況について以下の図に示す。

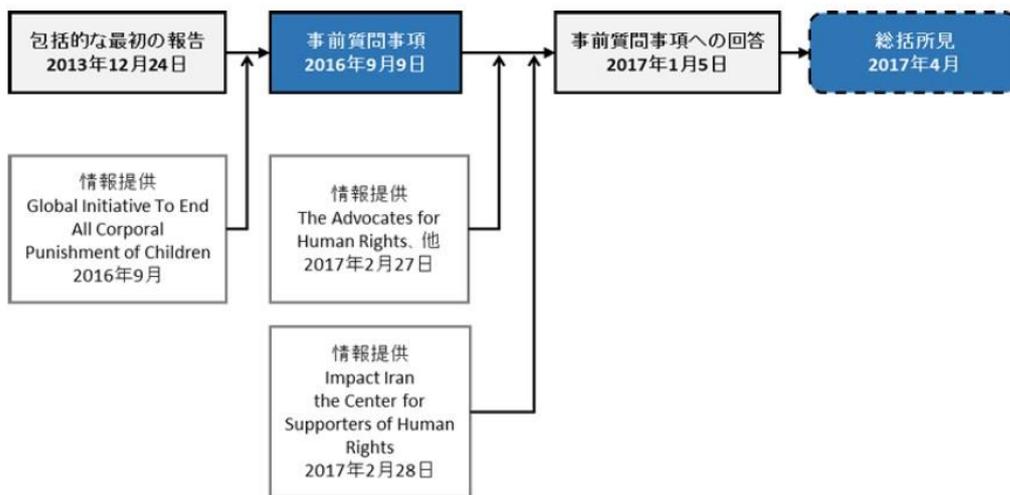


図 2-2 イランの報告書提出状況

出所：日本政府内閣府（2016）報告書より転載

<sup>31</sup> 内閣府（2016）ただし、詳細については不明。  
<sup>32</sup> 総括所見に基づく情報だが、措置の詳細は不明。

パラレルレポートは、以下の3つの報告が提出されている。

- ・報告 A : The Advocates for Human Rights、The Abdorrahman Boroumand Foundation 並びに The World Coalition Against the Death Penalty の3団体による合同報告  
 主要事項：犯罪司法制度における心理的・社会的・身体的な障害のある人の人権保障
- ・報告 B : Impact Iran、Center for Supporters of Human Rights の2団体による合同報告  
 主要事項：地雷被災によって障害者となった人々の人権保障
- ・報告 C : Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children による単独報告  
 主要事項：障害のある児童の体罰からの保護

総括所見における主な指摘事項は以下のとおりである<sup>33</sup>。

#### 評価される事項

- ・条約の批准以降にイランが講じた以下の立法措置の採択
  - ① 2016年7月17日に批准された市民の権利に関する憲章は、障害者に適切な市民的及び社会的環境を提供すべきであると述べている。
  - ② 2015年9月6日の内閣府令第77303号は、点字書籍の作成やウェブサイトのアクセシビリティを含む、情報通信のアクセシビリティに関する措置を定めている。
  - ③ 後見人の障害者に対する金銭的権利、相続または家族関係の違反の事件を起訴する義務を規定する2015年の新しい刑事訴訟法が制定された。
- ・障害者の起業を奨励する措置、より少ない労働時間での障害のある女性への同一賃金の提供、及びCRPDを実施するための政策枠組みを開発するためのイラン政府の措置、障害児のための措置を保障するために、2014年に採択された「2025年に向けた子供と少年の権利に関する行動計画」の策定

#### 推奨事項

##### 【一般原則と一般的義務】

- ・CRPDへの留保を撤回する。
- ・CRPD及び障害者権利委員会の一般的なコメントを、政府、省庁、イスラム諮問評議会のメンバー、司法、法執行官、宗教及びコミュニティの指導者に広め、障害者の権利と尊厳にかかる啓発を促進する。
- ・イスラム法とCRPDの適合性について宗教及び地域の指導者との対話を実施する。
- ・CRPDの選択議定書に署名し批准するための措置を講じる。
- ・法律、特に障害者権利支援法（2004）を、障害の人権モデルに基づいてCRPDに一致させ、新しい刑法に含まれるような、障害者に言及する軽蔑的な用語を廃止する。
- ・SWOが、障害者の社会への完全な参加を妨げるあらゆる種類の機能障害と障壁との間の

<sup>33</sup> 保健、教育、ジェンダー、雇用等については、「2-4. 障害関連施策の状況」にそれぞれ記述している。

相互作用の結果として現れる障害の概念を認識していることを確認する。

- ・障害のある新生児の出産を防ぐための強制的な婚前遺伝子検査及び診察を規定するイランの第6次国家開発計画の第90条を撤回する。
- ・障害のあるすべての人が家族を持ち、結婚し、性的及び生殖に関する権利を行使する権利を再確認する。
- ・法令の策定と実施において、障害のある女性と子どもの組織を含む、障害者団体 (Disabled People's Organization。以下、「DPO」) との有意義な協議と参加を確保し、その活動の財源へのアクセスを確保する。
- ・DPO が、障害者権利委員会によるイランによる報告書の定期的な調査、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) の実施と監視を含む、障害者の権利に関する国際的なメカニズムに自由に関与することを確保する。

#### 【平等と無差別】

- ・法律における差別の根拠として障害を入れこみ、障害に基づく直接的及び間接的な差別、組織による差別を含む、複合的な差別を禁止する。
- ・CRPD 第2条に沿った合理的配慮の概念、及び差別の一形態としての合理的配慮の拒否をその法律で定義する。
- ・精神社会的及び/または知的障害のある人の権利を制限する法律を撤回し、強制的な治療を禁止し、適切な救済と救済を提供することにより、性同一性または性的指向のために障害があると認識された人に対する差別に取り組む。
- ・障害者が CRPD に定められたすべての権利について、特に宗教的、言語的及び民族的少数派の人々が確実にアクセスできるようにするための公共政策を採用する。
- ・すべての障害者及び退役傷痍軍人が、条約に基づく権利に関して平等な保護を受けることを確実にする。
- ・SDGsのターゲット10.2及び10.3<sup>34</sup>を実施する際には、CRPDの第5条を考慮に入れる。

#### 【意識の向上】

- ・障害者の固有の尊厳について社会の意識を高め、CRPDに沿って障害者の多様性の尊重を促進するための的を絞った戦略を策定する。
- ・CRPDと権利委員会の一般的なコメント、総括所見、推奨事項について、ペルシャ語での、アクセス可能な形式や通信手段を使用した適切な普及を確保する。
- ・異なる性的指向と障害者であることについて社会的な対話を開始し、混乱の進展を防ぐ。

<sup>34</sup> ターゲット10.2「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する」、10.3「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」

【生命に対する権利】

- ・イランが死刑に代わる措置をとることを勧告し、障害者が恣意的に命を奪われないようにする。

【法律の前に等しく認められる権利】

- ・精神及び/または知的障害のある人に影響を与える後見制度を撤回することを目的として、その民事及び刑法を見直し、生活のすべての分野で他の人と平等に障害者の完全な法的能力を認める。
- ・すべての障害者のための支援付き意思決定のシステムを開発する。
- ・家族を含む社会において、法の前に平等に認められる権利の内容と範囲、及び障害者の法的能力を尊重する方法についての意識を高める。

【司法手続きの利用の機会】

- ・被害者、被告人並びに証人としての役割の行使を含む、あらゆる種類の法的手続きに効果的に参加する。
- ・手話通訳、点字、読みやすい、並びに、その他のアクセス可能な形式、通信手段による、立法及び裁判所の手続きの文書の提供を含む、障害者のための手続き、性別に配慮し年齢に適した宿泊施設を特定することを目的とした司法のためのプロトコルを開発する。
- ・弁護士、治安判事、裁判官、刑務所職員並びに警察を対象として、障害者の権利に関する司法部門内の能力開発戦略を策定する。

【身体的自由及び安全】

- ・CRPDに従って、障害のある人、特に精神及び、または知的障害のある人の公正な裁判を受ける権利を再確認し、障害に基づいて精神病院での拘禁を廃止する。

【拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い、刑罰からの自由】

- ・あらゆる形態の拷問、残酷、非人道的または品位を傷つける刑罰に対して苦情申立ての仕組みと、障害者が自由を奪われているすべての状況で拷問を防止する監視メカニズムを確立する。
- ・障害のある子どもに対するすべての体罰を禁止し、そのような慣行から子どもを保護するための法律を制定する。
- ・体罰 (Corporal punishment) を他の種類の罰に置き換えるために裁判官に明確なガイドラインを提供する。

【搾取、暴力及び虐待からの自由】

- ・障害のある人に対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待を防止するための戦略を採用する。

- ・宗教指導者が、障害者に対するあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための戦略に参加することを確実にするための努力を強化する。
- ・搾取、暴力、虐待の場合の苦情を申し立てる手順に関する民間の NGO 向けのガイドラインを導入する。
- ・搾取、暴力、虐待の事例について、年齢、性別、民族的背景、障害種別で分類された包括的なデータ収集システムを設定する。
- ・刑事訴訟法第 66 条を施行し、障害者に対する暴力の場合の起訴と有罪判決を確保し、被害者に早期の回復、法的救済、カウンセリング、及びアクセス可能なサービスを提供する。

**【個人をそのままの状態で保護すること】**

- ・保護者の要請に応じて知的障害及び/または精神障害のある人の断種手術を許可し、性と生殖に関する健康と権利に関する意思決定を支援するメカニズムを確立する法律を廃止する。また、イランでは、いかなる形態の医療においても、インフォームドコンセントが適切に運用されることが保障されている。

**【移動の自由及び国籍についての権利】**

- ・農村部や遠隔地に住む人々を含む、民族的、言語的、及び/または宗教的少数派に属する障害者が身分証明書やサービスにアクセスし、条約に基づく権利の保護を得ることができるようになる。

**【自立生活及び地域社会への包容】**

- ・特定の時間枠、予算、及び測定可能な指標を用いて、障害者の脱施設化のための戦略を採用し、保健医療教育省が運営する地域精神保健センタープログラムを撤回する。
- ・財源を、施設中心から地域中心のサービスに切り替え、予算を加増して、障害者が個人的な支援を含むサービスにアクセスして自立生活できるようにする。
- ・どこに、誰と住むかについての決定を含め、障害者の自立と自己決定権についての意識を高める。

**【表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会】**

- ・ペルシャ語手話を公用語として、学校で使用することを認め、聴覚障害者団体と共同で、通訳サービスの品質を証明し、手話通訳者の継続的な訓練の機会を確保するメカニズムを確立する。
- ・読みやすく、その他のアクセシブルな形式、コミュニケーション手段の使用を促進し、地方在住者も含めたすべての障害者に情報通信技術へのアクセスを許可する。
- ・政府のウェブサイト及び公共サービスを提供する民間団体のウェブサイトへのアクセスを確保する。

【家庭及び家族の尊重】

- ・障害のある人が結婚と親としての権利を行使することを妨げる法律を廃止する。
- ・すべての障害者に生殖及び家族計画教育へのアクセスを提供する。
- ・障害のある人が親の権利を行使し、子供を養子縁組できるようにする。

【政治的及び公的活動への参加】

- ・障害者が法的能力の減損または制限に基づいて市民的及び政治的権利を行使する権利を否定する選挙法及びその他の法律からの規定を廃止する。
- ・立法及びその他の措置を通じて、選挙資料及び施設へのアクセスを確保し、障害者が投票時に自分で選択した人物からの支援を許可されるようにする。

【統計及び資料の収集】

- ・ワシントン・グループの障害統計に関する提案に沿って、DPO を通じて障害者と協議し、必要に応じて協力して、最新の適切な細分化されたデータを収集するためのシステムを作成する。

【国内における実施及び監視】

- ・CRPD 実施のフォーカルポイントとして政府機関を任命し、CRPD 第 33 条 (1) に基づく調整メカニズムの確立を検討する。

【フォローアップ】

- ・CRPD に関する定期報告書の作成に、市民社会組織、特に DPO を関与させることを強く奨励する。

2-4. 障害関連施策の状況

第 4 次計画（2004 年度-2009 年度）及び第 5 次計画（2010 年度-2014 年度）において障害者の権利にかかる項目が挙げられている<sup>35</sup>。また、第 6 次計画<sup>36</sup>には、障害者による情報への平等なアクセスに関する記述がある。

障害者に特化した施策としては障害者権利保護法（2018）に沿った事業であるが、2020 年 2 月の会見<sup>37</sup>で、SWO 代表のゴバディ・ダナ氏（Ghobadi Dana）は、来年に障害者保護に関する包括的な法律を施行するには、約 15 億ドルの予算が必要であると述べている。また、他の機会において予算確保について以下のように言及している。

- ・障害者権利保護法（2018）に基づき、SWO やイマーム・ホメイニ救済財団などの支援機

<sup>35</sup> 第 6 次計画（2015 年度-2021 年度）は公開されているが、ウェブ公開はペルシャ語のみであるため、障害者の権利の言及に関しては把握できない。

<sup>36</sup> UNESCO (2017)

<sup>37</sup> <http://en.behzisti.ir/news/13501/Comprehensive-law-on-protection-from-persons-with-disabilities>（参照 2020-12-17）

関は、必要予算をすべて確保する必要がある。

- ・ 障害者権利保護法の施行にあたり制定された予算額は約 1 億 3000 万ドルであり、次年度（2021 年度）の計画を立てるには十分ではない。

① リハビリテーションを含む医療サービス<sup>38</sup>

SWO に登録された障害者は保険の対象となる（障害者権利保護法第 6 条）が、多くの障害者が公的及び民間保険の対象となっていない。このため、理学療法、言語療法、作業療法、精神療法等のサービスへのアクセスが困難な状況にある。また、イラン国内の障害のあるアフガニスタン難民についても医療的なサービスを受けられるような制度がある<sup>39</sup>。障害者権利保護法第 7 条は、SWO が重度障害者及び重複障害者の障害者の親、保護者、または配偶者を対象とした、ケア及び支援サービスを提供することを目的に、介助訓練、カウンセリングサービスを提供し、介助手当を支払う。また、SWO は直轄のセンター、もしくは民間組織、協同組合、慈善団体、NGO 等の支援することにより、障害者にケアサービスを提供する場合がある。

介助手当の額は、障害種別と程度、家庭内の障害者数、介助に要する費用、NGO に支払われる年間補助金の額、保険料率に基づいて決定される。提供されるサービスの最終的な予算と SWO による年間インフレ率に基づいて、障害者に対してケアサービスを提供するセンターは、社会福祉省、民間リハビリテーションセンターの高等評議会、並びに国家計画予算組織と協力して介助手当の額を決定し、内閣によって承認される。最終決定された予算は、各センターへの支援資金として支払われる。

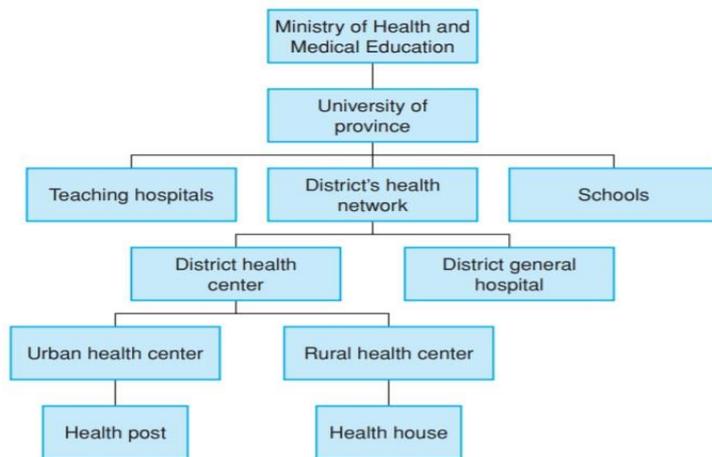


図 2-3 イランにおける保健システム

出典：Mehrddad R. (2009) より転載

<sup>38</sup> 障害者権利保護法（2018）及び CHRI（2020）に基づく記載。

<sup>39</sup> 国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review）中間報告（2015-2016）

国内に1万6,000カ所の保健所(Health House)が存在しており、この内1,921の保健所は地域に根ざしたリハビリテーション(Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」)プログラムに含まれていた<sup>40</sup>。ひとつの保健所がカバーする人口は1,500人であり、1,2名のヘルスワーカー(Behvarze)が従事している。ヘルスワーカーは2年間の訓練を受けた後、保健所に配置される。これらの保健所5,6カ所を管理するかたちで地域保健センター(Rural Health Center)が設置されている。同センターには一般開業医1名、中級レベルワーカー(Kardans)数名が勤務している。さらに、地域保健センターをまとめるディストリクト・センターが設置されており、同センターには専門家(整形外科、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカー、心理療法士)が配置されている。州及び国レベルには、その他の専門の病院、クリニック、義肢装具ワークショップが設置されている。

障害の予防に関しては<sup>41</sup>、1996年から予防と公衆衛生にかかる啓発活動が開始されており、当初は女性の非識字者を対象として始まり、後に女性全員を対象を広げた。具体的には、学校、識字センター、地域学習センター、地方の訓練・教育施設、大学及び高等教育センター、保健センターの様々なレベルにおける研修コースの実施が挙げられる。2015年には約160万人、2016年(6か月間)には約65万人が同研修コースに参加した。

また、障害児を保護するために、予防接種と先天性障害の予防の分野で広範な対策が講じられており、その一部を以下に示す<sup>42</sup>。

- ・人工内耳手術へのサポートサービスの提供
- ・患者とその家族を支援するためのフェニルケトン尿症患者への医療の提供
- ・教育を受けた医療提供者の助けを借りて、出産時に健康な新生児を育てるための家族の支援
- ・破傷風ワクチンの接種と妊娠中のサプリメントの使用
- ・高齢出産によるリスクの可能性に関する情報の普及
- ・出産に関する無料相談と検査<sup>43</sup>
- ・学校や大学では、より高いレベルでの無料で予防接種が継続されている。

その他、弱視のスクリーニング検査等、障害の特定や必要に応じた早期療等、障害者に必要な医療サービスや、子どもや高齢者を含む二次障害を最小限に抑えて予防するためのサービスが優先されている。なお、医療サービスを受けるためには、SWOの医療委員会による認定が必要とされている。被認定者の内訳は以下のとおりである。

<sup>40</sup> Nahvinejad. H (2003) これらの情報は2003年時点の情報である。

<sup>41</sup> 普遍的・定期的レビュー中間報告(2015-2016)

<sup>42</sup> 政府報告にに基づく。

<sup>43</sup> 2010年には、妊婦の96.42%が介護サービスを受けている。同年、結核の子供たちへの予防接種99%、ポリオ95%、三種混合96%、B型肝炎、新三種混合96%以上が達成されている。これらの数値にはイラン国民以外も含まれている。

表 2-3 医療委員会によって認定された傷痍軍人 (2017)

障害の程度 <sup>44</sup>	1-24%	25-39%	40-49%	50-69%	70%	合計
被認定者数	339,007	176,307	272,91	26,262	10,022	577,889
内訳 (%)	68.7	30.51	4.72	4.54	1.73	100

出所：イラン統計年鑑 (2017-2018) <sup>45</sup>を基に調査チームが作成

傷痍軍人が保健、医療、リハビリテーション施設を利用できるように、必要なインフラが整備されている。これらの施設は傷痍軍人以外のすべての人々が利用できるサービスとなっている。サービスへのアクセスは、医療保険の拡大に加えて、サービス提供機関としての私立病院の多様化、並びに退役傷痍軍人及び殉教者の高齢の両親を含むすべての人のためのセンターの開発を通じて改善される。

表 2-4 健康保険の対象者<sup>46</sup>

基礎的保険対象の傷痍軍人	541,527 人
補完的保険対象の傷痍軍人	541,527 人
基礎的保険対象の障害者 (傷痍軍人以外の障害者)	450,000 人
補完的保険対象の障害者 (傷痍軍人以外の障害者)	500,000 人

出所：政府報告を基に調査チームが作成

リハビリテーションについては、年間予算規定において承認された予算枠組みに基づいて、SWO には以下を行う義務が課せられている。

- ・ 障害者の家族の参加と非政府部門 (民間、協同組合、慈善団体) の協力を得て、NGO 及び障害者家族に補助金を支払うことによって、障害者に必要なリハビリテーション、支援、教育、職業訓練サービスを提供する。
- ・ 非政府組織の協力を得て、同組織に対して設備及び補助金を提供する事によって、サービス受給資格のある障害者 (困窮している障害者 (The needy)、保護されていない障害者 (Unsupervised)、匿名の障害者 (Anonymous ones) 並びに行動障害のある人々 (The ones with behavioral disorders)) のための居住、教育、並びにリハビリテーションを目的とする特別なセンターを設置する。
- ・ 障害者に必要なリハビリテーション支援機器を提供する。
- ・ 障害者のための訓練、支援的及び生産的な作業所を設置し、職業リハビリテーションサービスを提供する。

SWO は、障害者をケアし、リハビリテーション、教育、職業訓練に関するサービスを提

<sup>44</sup> 程度もしくは等級。

<sup>45</sup> <https://www.amar.org.ir/Portals/1/yearbook/1396/17.pdf> (参照 2020-12-17)

<sup>46</sup> 保険をかけていない人々であっても、健康保険の対象となっており、これを基礎的健康保険という。また、補完的健康保険とは、基礎的健康保険の対象範囲を広げたものをいう。

供するために、民間事業所に補助金（手当）を交付している。リハビリテーションサービスは以下のセンターで提供されている。

- ・精神障害者の教育とリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・身体障害者の教育とリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・脊髄損傷者の教育とリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・高齢者のリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・慢性精神疾患の患者のための治療とリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・広汎性発達障害（PDD）患者のリハビリテーションのためのデイケアセンター
- ・教育のためのデイケアセンター（家族や目の見えない子供や視力の弱い子供たちのリハビリテーション）
- ・教育のためのデイケアセンター（家族や聴覚障害または難聴の子供たちのリハビリテーション）

2013年の時点で、589の医療リハビリテーションサービス提供機関が国内に存在しており、その種類は、理学療法、作業療法、聴力検査、検眼、言語療法、技術整形外科である。内訳は、以下の図 2-3 及び表 2-5、2-6、2-7 に示すとおりである。

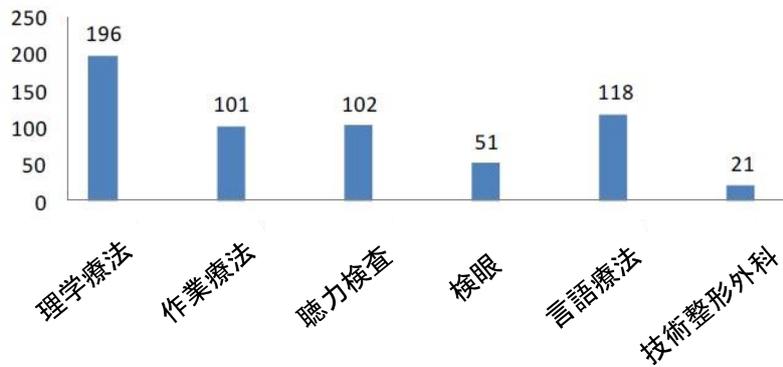


図 2-3 リハビリテーションユニット数

出所：政府報告を基に調査チームが作成

表 2-5 政府・民間のリハビリテーションユニット

	合計	政府	民間
合計	589	506	83
理学療法ユニット	196	178	18
作業療法ユニット	101	84	17
聴力検査ユニット	102	84	18
検眼ユニット	51	44	7
言語療法ユニット	118	100	18
技術整形外科ユニット	21	16	5

出所：政府報告を基に調査チームが作成

表 2-6 リハビリテーションユニットの利用者内訳（2010）

ユニット 運営母体	理学 療法	作業 療法	聴力 検査	検眼	言語 療法	技術整形 外科	合計
政府運営	139,787	61,194	109,800	64,351	60,876	17,885	45,893
民間運営	12,554	7,143	13,234	6,346	6,204	2,589	48,079
合計	152,341	68,337	123,034	70,697	67,080	20,483	501,972

出所：政府報告を基に調査チームが作成

表 2-7 FMVA の支援を受けている精神病院の内訳

病院名	利用可能 ベッド数	急性期治療用 ベッド	慢性ケア ベッド	緊急ベッド
Israr (Ardabil)	128	90	38	4
Sadr (Tehran)	40	40	-	4
Shahid Rajai (Isfahan)	100	77	15	8
Bostan (Ahvaz)	86	50	36	2
Niayesh (Tehran)	85	60	25	3
Jannat (Shiraz)	35	20	15	-
Fajr (Tabriz)	36	26	10	3
Salman (Yasuj)	30	24	6	3
Vilashahr (Mashhad)	25	15	10	-
Milad (Shahr i ar)	62	-	64	-

出所：政府報告を基に調査チームが作成

また、総括所見における保健分野の推奨事項は以下のとおりであった。

- ・障害のある女性、少女、少年を含むすべての障害者が、都市部と農村部の両方で、手頃な価格で、アクセスしやすく、質が高く、文化的に配慮のある医療サービスに他の人と平等にアクセスできるようにする。
- ・性と生殖に関する健康サービスと情報に完全にアクセスでき、ジェンダーの視点を取り入

れることを確実にするための取り組みを強化する。

- ・障害児の識別とフォローアップのメカニズムを含む、障害者の健康状態に関する国際基準に基づくデータ収集システムを導入する。
- ・障害、障害の原因、居住地、年齢、性別、難民の地位に関係なく、すべての障害者に健康保険を提供する戦略を実施する。

## ② 教育<sup>47</sup>

障害児・者の教育について、障害者権利支援法（2004）と障害者権利保護法（2018）の間に若干の違いがみられる。前者は対象者を「さまざまな年齢」としているが、後者は高等教育に限定した記述となっている。また後者では、「予算の範囲内」という文言が追加されている。2つ法律における違いを以下の表に示す。

表 2-8 障害者権利支援法（2004）と障害者権利保護法（2018）の教育に関する規定の比較

障害者権利支援法（2004）	障害者権利保護法（2018）
該当するさまざまな年齢の困窮した障害者は、SWO の紹介を受け、教育省、高等教育省、科学研究技術省、保健治療医療教育教育省、その他の政府機関に属する教育施設と私立イスラーム・アーザード <sup>48</sup> 大学において、無償で教育を受けることができる。	該当する困窮した障害者は、SWO の照会を受け、教育省、科学研究技術省、保健治療医療教育省、その他の政府機関に属する教育施設と私立イスラーム・アーザード大学において、年間予算の範囲内で無償の教育を受けることができる。

出所：障害者権利支援法（2004）及び障害者権利保護法（2018）を基に調査チームが作成

障害者権利支援法（2004）第8条の具体化にあたり、SWO からの紹介により、私立イスラーム・アーザード大学の障害のある学生が授業料の割引や免除を受けた。2012年には、1万7,047人の大学生がこのプログラムの対象となった<sup>49</sup>。

通常学校への障害児の入学に法律上の制限はない。2015年度から2016年度にかけて、約4万8,000人の障害（視覚障害、聴覚障害、身体障害、移動の障害、並びに、その他の障害）のある児童・生徒が通常学校に就学している<sup>50</sup>。他方、学校入学者健康検査計画（School Beginners Health Assessment Plan）による評価に沿って、学校側や教職員が「教育不可能（Uneducable）」として入学を拒否する場合があります、これがインクルーシブ教育促進の障壁となっている。また、学校建物の物理的なアクセシビリティの欠如、教職員の差別的な態度、インクルーシブ教育にかかる教職員向けの研修の不足を Human Rights Watch が報告している<sup>51</sup>。同報告によれば、イランにいと推定される150万人の就学年齢の障害児のうち、2018

<sup>47</sup> 政府報告及び障害者権利保護法（2018）に基づき記載。

<sup>48</sup> アーザード（Azad）はペルシャ語で「自由」を意味する。同大学は私立大学グループであり、在籍学生数は100万人を超える。

<sup>49</sup> 政府報告（2013）提出時における情報であり、その後の対応については不明。

<sup>50</sup> 普遍的・定期的レビュー中間報告（2015-2016）

<sup>51</sup> <https://www.hrw.org/report/2019/10/02/just-other-kids/lack-access-inclusive-quality-education-children-disabilities>（参照 2020-

年度から 2019 年度にかけて学校に通っているのは 15 万人であり、このうち半数以上が特別支援学校に通っている<sup>52</sup>。特別支援教育を受ける児童・生徒数を下表に示す。

表 2-9 各教育レベルにおける児童・生徒数と教職員数（通常教育・特別支援教育）

教育年度及びレベル	児童・生徒数			教職員数	
	合計	男子	女子	教員	管理者
2016-2017 年度合計	14,700,309	7,599,675	7,100,634	558,386	227,147
特別支援教育	75,158	46,726	28,432	15,389	5,367
就学前教育	935,706	476,370	459,336	-	-
初等教育	7,877,943	4,053,463	3,824,480	259,740	96,103
前期中等教育 (高等教育前期 3 年)	3,192,790	1,659,171	1,533,619	142,389	58,299
後期中等教育 (高等教育後期 3 年)	2,239,535	1,126,816	1,112,719	140,868	67,378
成人前期中等教育	19,838	10,878	8,960	-	-
成人後期中等教育	359,339	226,251	133,088	-	-

出典：イラン統計年鑑（2017-2018）を基に調査チームが作成

表 2-10 特別支援教育を受ける児童・生徒数

特別支援教育・職業訓練レベル	児童・生徒数
2014-2015 年度	72,612
2015-2016 年度	73,616
2016-2017 年度	75,158
就学前教育	12,252
初等教育	45,228
前期中等教育（高等教育前期 3 年）	1,805
前期中等職業訓練	9,944
後期中等教育（高等教育後期 3 年）	1,215
後期中等職業訓練	4,714

出典：イラン統計年鑑（2017-2018）を基に調査チームが作成

イランにおいては、効率学校における義務教育が無償で提供されている。この他に、学費の高い私立学校、学費がそれほど高くないが公立学校よりも質の高いサービスが受けられると考えられている Nemuneh Mardomi と呼ばれる学校が存在している<sup>53</sup>。

12-18)

<sup>52</sup> <https://www.hrw.org/world-report/2020/country-chapters/iran#>（参照 2021-01-22）

<sup>53</sup> 英国評議会 イランにおける教育に関する記事を基に記載。<https://www.britishcouncil.org/voices-magazine/what-does->

イラン統計年鑑（2017-2018）によれば、特別支援学校はケアするのが困難（Unruly）、身体的または精神的に遅れている（Physically or mentally retarded）、及び学習障害や病気のある子どもや青年のための教育として行われている。就学前、初等、中等教育、高等学校、並びに技術及び職業訓練コース別の就学者数等を表 2-9 に示す。

また、教育について総括所見の推奨事項は以下のとおりであった。

- ・分離教育からインクルーシブで質の高い教育への移行期間を設定し、変革のための予算、技術を確保する。
- ・インクルーシブ教育システムの進捗について、年齢、性別、民族的背景、移民、庇護希望者または難民の地位ごとに細分化された統計を収集する。
- ・障害のある生徒が通常学校から就学・入学を拒否されないようにし、私立及び公立の通常学校での義務として、障害のある児童・生徒に合理的配慮を導入する。
- ・すべての教育レベルで障害のある教員を雇用するための措置を講じる。
- ・教室での支援技術の提供を確実にするために、官民連携を奨励することを含む措置を講じる。
- ・インクルーシブ教育におけるすべての教員に確実に訓練を提供する。

なお、「障害のある児童」に関する推奨事項は以下のとおりであった。

- ・DPO を通じて、障害児と相談することを目的としたガイドラインを設定し、影響を与える問題に関して、年齢と障害に応じた支援を確保する。
- ・障害児の成長する能力の尊重について家族や地域社会の認識を高め、彼/彼女らに対する固定観念と闘い、孤立やネグレクトを防ぐための戦略を採用する。
- ・施設収容を排除する目的で、障害児に地域密着型のサービスと支援を提供する。

### ③ ジェンダーと障害<sup>54</sup>

憲法（1989 改正）第 21 条において、女性の権利保障の政府の義務について述べられているが、障害のある女性に関する記述は見られない。障害のある女性のエンパワメントについては、多くの対策が取られている。具体的には、以下に挙げる SWO による CBR の枠組みの中での対策、女性と家族のための大統領副局による対策、並びに特別支援教育機関による対策である。

- ・特別な支援を必要とする女子生徒の職業訓練、高等学校の女子生徒の職業訓練のために、女性のための特別な学習・文化・スポーツセンターを強化する。
- ・国内及び国際レベルでの女性と家族の分野に関連する会議、展示会、ワークショップ、集会、及び祭典を開催し、また参加を促進する。具体的には以下のような機会とする。

school-education-look-iran（参照 2020-12-18）

<sup>54</sup> 政府報告及び障害者権利保護法（2018）に基づき記載。

- 1) 障害児の家族のエンパワメントがなされることを目的とした、障害児を持つ母親のための特別なワークショップを開催する
- 2) 効果的なコミュニケーションに関するワークショップを開催する
- 3) 権利と責任に関する教育ワークショップを開催する
- 4) 起業に関するワークショップを開催する

イランは女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」）を批准していないが、女性団体は 1950 年代から数多く組織化され、全国組織としては 1966 年設立のイラン女性組織（Women's Organization of Iran : WOI）や 1981 年設立のイラン女性委員会（Women's Committee of Iran）等の団体が存在しており、イランにおける「人権」というと、女性の問題が取り上げられることが多い<sup>55</sup>。なお、CEDAW に批准していない理由として、イラン女性委員会は「非民主的かつ独裁的な政権の関心の欠如」を報告している<sup>56</sup>。

障害者権利保護法（2018）第 27 条、及び特別なニーズのある女性の労働時間の短縮にかかる規定（2016）<sup>57</sup>によれば、重度障害のある働く女性、障害のある夫または 6 歳以下の子どもを持つ働く女性は、障害のある家族が自宅でケアされているという条件の下で、週当たりの労働時間を 44 時間から 36 時間に短縮することができるうえ、給与全額を受け取ることができる<sup>58</sup>。

また、総括所見において、障害のある女子について以下の推奨事項が挙げられている。

- ・ CRPD 第 3 条（g）で確立された障害のある女性と男性の間の平等の原則をその法律で認識し、実践し、障害のある女性と少女に対する複合的な差別を防ぐための措置を講じる。
- ・ 女性を暴力から守るための包括的な法律を施行するための期間と戦略を設定し、家族内の暴力を含む、障害のある女性と少女に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を禁止する。
- ・ 女性・家族問題担当副代表事務所が、障害のある女性及び少女の権利を促進するための人的、技術的及び予算的資源を割り当て、障害のある女性の組織の活動への完全な参加を促進することを確実にする。
- ・ CEDAW とその選択議定書を批准する。
- ・ SDGs のターゲット 5.1、5.2、5.5<sup>59</sup>を実施する際には、CRPD 第 6 条「障害のある女子」に基づく義務を念頭に置く。

<sup>55</sup> 細谷（2011）

<sup>56</sup> <https://women.ncr-iran.org/2016/03/05/why-the-iranian-regime-does-not-join-the-cedaw/>（参照 2021-01-22）

<sup>57</sup> 普遍的・定期的レビュー中間報告（2015-2016）

<sup>58</sup> 1983 年 12 月 1 日に承認された女性のパートタイム雇用に関する法律、及び同法の改訂法にも述べられている。

<sup>59</sup> ターゲット 5.1「あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」、5.2「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」、5.5「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」

#### ④ 訓練・雇用、就労支援<sup>60</sup>

憲法（1989 改正）39 条において、すべての国民が雇用の条件と機会を保障されている。障害者権利保護法（2018）第 11 条は、障害者の雇用機会を創出するために、以下の措置を規定している。

- ・製造業、サービス業、建設業関連の企業の年間予算の見積りに基づいて融資を提供するほか、障害者を雇用する支援付き作業所を開所する。
- ・年間財政予算法に規定されている範囲で、障害者に自営業者ローンを提供する。
- ・株式と資本の 60%以上を障害者に投資している企業や機関に対して、作業所と起業サービスを設立するために、自営業（管理資金）ローンを提供する。
- ・政府機関、企業等すべての電話交換手の職の 30%を、視覚障害者や身体障害者に割り当てる。
- ・政府機関、企業等のすべての事務所管理及びタイプライティングの職の 30%を身体障害者に割り当てる。

すべての政府機関、企業は、障害者向けに準備された雇用試験を通じて、視覚障害者、聴覚障害者及び脊髄損傷者を一定数雇用することが規定されている。また、第 12 条は障害のある求職者を雇用する民間企業に対して、以下の条件を満たす場合、障害者の業績向上のための手当を支給することを規定している。

- ・雇用主と障害のある被雇用者との間の雇用契約の期間は少なくとも 1 年である。
- ・障害のある被雇用者は、関連する法律及び規制に従って、労働高等評議会から提供された給与を受け取る。

上記の「障害のある求職者」とは、雇用に必要なスキルと訓練を受けている障害者を意味している。障害者の雇用者は、それらの従業員に対する雇用者保険料の支払いを免除される。さらに、障害のある自営業者、または家庭ベースのワークショップ<sup>61</sup>や雇用支援に従事している人々は、雇用者保険料の拠出を免除されている（同法第 13 条）。

公的予算を使用するすべての政府機関に対して、従業員数の少なくとも 3%を障害者に割り当てることを規定している（同法第 15 条）。この条項に違反する公務員は、2013 年イスラム刑法第 19 条に沿い、一時的または恒久的な解雇、降格、または関連職からの除外処分を受ける。

同法第 27 条は、職や収入のない重度障害のある人々のために、年間最低賃金に等しい資金支援を行うために必要な予算を割り当てる必要があるとしている。また、障害のある妻を持つ男性、または母親のいない障害児を持つ男性は、障害のある家族が自宅で世話をされているという条件の下で、週労働時間の 4 分の 1 を短縮した場合でも、給与全額の保障と手

<sup>60</sup> 政府報告及び障害者権利保護法（2018）に基づき記載。

<sup>61</sup> 日本における地域活動支援センター等の共同作業所に該当すると推察される。

当を受給できる。なお、雇用主は、重度障害のある雇用された人々の週労働時間を 10 時間短縮する必要がある。

SWO は、50 の慈善団体によって支えられている Omid Entrepreneurship Fund との協力の下、移動にかかる障害のある人々を対象とした無利子ローンの提供により、障害者雇用の機会創出を図っている<sup>62</sup>。また、協同組合・労働・社会福祉省、SWO、並びに NGO により、2015 年の 1 年間に 4 万 2,381 名、2016 年の 9 か月間に 2 万 7,074 名の障害者のために雇用機会を提供した。さらに、SWO は民間機関への助成を通して、小規模作業所（Subsidized Production Workshop）による障害者雇用機会の提供も行っており、2015 年上半期には約 114 万米ドルが障害者 500 名のために提供された。FMVA についても障害者の雇用機会創出にかかる活動を行っており、2015 年の 1 年間及び 2016 年の 9 か月間の期間に、合計 1 万 3,550 名の障害者が政府もしくは民間セクターにおいて就労している。

表 2-11 障害者雇用率 3%による雇用された障害者数（2007-2011）

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	合計
雇用率外雇用者数	14,730	10,035	13,727	12,203	24,931	875,626
雇用率適用雇用者数	279	92	85	50	50	556

出所：政府報告を基に調査チームが作成

表 2-12 障害者の雇用及び訓練の状況（人）（2013）

雇用率適用雇用者数	自営業者	被雇用者	支援付き作業所就労者	職業訓練所修了者
740	16,729	8,052	2,447	11,238

出所：政府報告を基に調査チームが作成

また、総括所見における労働及び雇用に関する推奨事項は以下のとおりであった。

- ・公的部門における障害者の雇用割当を遵守するための措置を採用し、障害者の雇用率を高めるために職場でのアクセシビリティと合理的配慮を提供する。
- ・積極的是正措置、起業家精神、年齢に応じた訓練、ローン、マイクロクレジット、経営管理のための技術支援などを通じて、障害者の雇用機会を創出するための取り組みを強化する。
- ・CRPD 第 27 条「労働及び雇用」と SDGs のターゲット 8.5<sup>63</sup>との関連性を念頭に置き、同一労働同一賃金の原則に沿って、障害者が生産的かつ適切な雇用を得られるようにする。

<sup>62</sup> 普遍的・定期的レビュー中間報告（2015-2016）

<sup>63</sup> 「若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」

### ⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス<sup>64</sup>

イランにおける社会保障の対象者<sup>65</sup>は、社会保障法（1975）第 58 条に定められており、妻、夫（妻に支援を受けている場合）、18 歳以下の子ども、20 歳以下で未婚の女子、就学している未婚の女性、就学している成人（年齢制限なし）、疾病もしくは障害により働くことができない者、高齢者もしくは障害者の親、である。

障害者を対象とした社会保障としては、以下のような傷痍軍人のための公的サービスが提供されている。

- ・ 法律相談の提供
- ・ 裁判所での手続きを加速するための措置
- ・ 行政裁判所に提出された請求及び苦情の追跡（障害程度が 50%を超える傷痍軍人に適用）
- ・ 権利擁護と支援提供のために、法廷審問における SWO 及び FMVA の法定代理人の参加
- ・ 苦情を申立ての際に、管轄の司法当局に対する法的声明と司法請願書の作成
- ・ 自動車事故や民事紛争の結果として、意図しない犯罪にかかる金銭的有罪判決における支援
- ・ 法的手続きの費用の一部の支払い
- ・ 要請に応じた和解と同意による、紛争解決
- ・ 権利保護に必要な文書の入手、関連する司法当局への提出
- ・ 成年後見に関連した司法当局との連携

第 4 次国家開発計画（2005-2009）第 101 条は、社会保障、失業保険、補償メカニズムの創設等を含む社会的保護の拡大と、障害者及び男女の機会均等化が明記されている。また、第 5 次国家開発計画（2010-2014）第 29 条では、政府予算と寄付を活用しつつ、個人やグループ、特に女性世帯主や障害者のエンパワメントのために以下の措置を求めている。

- ・ 地域の状況や対象となるグループに適した保護とエンパワメントサービスを優先する制度の構築
- ・ 保護施設の対象となる世帯の少なくとも 10%に対するエンパワメントプログラムの実施（高齢者と精神障害者を必ず直接保護対象とする）
- ・ 困窮する女性世帯主、孤児、障害者への社会保険の適用

また、障害の程度（軽度 30%、中程度 40%、重度 50%）に応じて、高等労働評議会が採用した最低賃金の 50%が障害者手当として支給される。

<sup>64</sup> 政府報告及び障害者権利保護法（2018）に基づき記載。

<sup>65</sup> <https://www.justice.gov/eoir/page/file/1303791/download>（参照 2021-01-22）

表 2-13 障害者に対する SWO から現金給付（単位：100 万リアル<sup>66</sup>）

	身体障害者手当 <sup>67</sup>		疾病手当				交通・宿泊費 及び 介助者同行費	
			労働関連		その他			
西暦	受給者数	総額	受給者数	総額	受給者数	総額	受給者数	総額
2015	1,355	27,478	35,699	241,007	447,014	2,686,955	25,069	37,558
2016	1,048	32,316	37,074	278,966	473,261	3,166,735	27,694	130,415
2017	908	36,198	36,963	322,261	482,029	3,528,045	30,004	45,763

出典：イラン統計年鑑（2017-2018）を基に調査チームが作成

表 2-14 障害者年金(単位：100 万リアル)

西暦	労災関連 <sup>68</sup>		その他	
	受給者数	総額	受給者数	総額
2015	29,716	1,895,425	99,101	8,343,650
2016	30,312	1,823,973	103,295	10,271,034
2017	30,823	2,706,942	107,043	11,578,555

出典：イラン統計年鑑（2017-2018）を基に調査チームが作成

コミュニケーションの支援については、点字テキスト、大活字本、オーディオブック、特別な照明、聴覚障害者のための手話、視覚障害児のための試験での支援員の存在等が利用可能である。聴覚障害者向けのテレビ放送としては手話ニュースのみ放送されていたが、2000年代半ばから多くのテレビ番組が手話付きで放送されるようになった。

障害者権利委員会は、総括所見において障害者の社会保障について以下を勧告している。

- ・SDGs の 10.2 を念頭に置いて、すべての障害者が十分な生活水準を確保され、追加の社会的保護スキームが採用及び監視されていることを確認する。
- ・すべての障害者への住宅及び無利子ローンのプログラムの適用範囲を拡大する。
- ・DPO と緊密に連携して、在宅支援、障害年金、障害年金などの社会的プログラムの受給者である障害者の割合に関する細分化されたデータ収集システムを構築する。その際、補完的な健康保険、及び障害年金を受給している民族的、言語的及び宗教的少数派に属する障害者の数を含める。

## ⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み<sup>69</sup>

### ・バリアフリー

イラン国家基準機構（Iranian National Standards Organization）はこれまで、バリアフリーに

<sup>66</sup> 1リアル=0.000403円（2020年12月統制レート）

<sup>67</sup> イラン統計年鑑（2017-2018）によれば、身体障害者手当とは障害者の身体機能もしく減収を補うために支払われる補償手当である。

<sup>68</sup> 労災によって障害者となった人々。

<sup>69</sup> 政府報告及び障害者権利保護法（2018）に基づき記載。

関して以下の7つの国家基準を設定している。

- ・基準 No.3093：身体障害者のための通路の設計と設備に関する規則
- ・規格第 3094 号：身体障害者のための公共建築物の設計及び設備に関する規則
- ・規格第 2948 号：身体障害者のための環境設計の基本原則に関する規則
- ・規格第 4576 号：身体障害者のための屋内プールの安全性と技術的ガイドラインの設計に関する規則
- ・基準第 2464 号：障害者用車いすの分類について
- ・基準第 3044 号：身体障害者のための住宅の設計及び設備に関する規則
- ・基準第 12251 号：日常生活の環境管理システムに関する障害者の技術支援について<sup>70</sup>

第4次国家開発計画（2005-2009）において、政府は生活環境を改善するために、都市部と農村部において、身体障害者と退役傷痍軍人のニーズに応える責任があるとした。また、第5次国家開発計画（2010-2014）は、都市開発・建築高等評議会は、関連する代表者で構成されるワーキンググループを設立し、建築と都市化の団体と専門家及び身体障害者のための建物の生活環境の改善を計画した。

障害者の交通機関の整備が主な課題であり、以下の事業により都市環境の改善に向けた対策が講じられている。

- ・適切な環境を構築するために、自治体内に関連する組織・機関、障害者の代表、NGO、専門家で構成される担当局を設立する。
- ・公園、オフィスビル、歩道、バス停、歩行者踏切、歩道橋、バス・ターミナル、駐車場などの都市空間を障害者の移動を容易にするために改善する。
- ・視覚障害者が利用しやすいバス停とする。
- ・視覚障害者用に特別な信号を設置する。
- ・障害者用の駐車場スペース、及び障害者のための交差点標識を市内全域に設置する。
- ・障害者がバス停に降りる際に段差がないように配慮する。
- ・歩行者、高齢者、障害者の横断を確保するための安全な歩道を整備する。
- ・障害者の移動を容易にするために、障害者が利用可能なバス 21 台を導入する。
- ・テヘラン市内の橋にエスカレーターとリフトを設置する。
- ・バス・ターミナルに障害者用トイレを少なくとも 2 ユニット、入口ランプのある箇所に設置する。

なお、障害者権利保護法（2018）に規定されているアクセシビリティ改善にかかる地方自治体の役割は以下のとおりである。

- ・都市開発・建築高等評議会によって採用されたアクセス基準の遵守することを条件として、住宅、行政、ビジネス、医療、教育施設を含むすべての公共の建物と施設の建設及び改修について、地方自治体が許可を発行する。

<sup>70</sup> Technical support for persons with disabilities on systems of environmental control for daily life

- ・内務省、道路・都市開発省と共同で、障害者が陸・海・空の交通を自由に使うことができるように、管轄内のすべてのターミナル、駅、市内及び市内外の公共交通機関にアクセスできるようにする。これらの機関はまた、障害のある乗客を支援するために、実用的かつ適切な方法で職員を訓練しなければならない。
- ・すべての地方自治体は、重度障害のある人々の移動を容易にするために、アクセシブルな車両を備えた輸送システムを確立する必要がある。政府は、この過程において資金不足の自治体を支援する。

他方、米国国務省による人権報告書<sup>71</sup>によれば、既存のアクセシビリティ基準よりも前に建設された政府建物はほとんどアクセスできないと報告している。障害者のための一般的な建物のアクセシビリティは依然として大きな課題であり、障害者は、情報、教育、及びコミュニティ活動へのアクセスが制限されている。

また、総括所見はアクセシビリティについて以下を推奨している。

- ・農村部、都市部、並びにアクセシビリティのすべての側面をカバーする、期限付きの達成指標と予算配分を備えたアクセシビリティに関する国内行動計画を採用する。
- ・ユニバーサル・デザインの原則を法律に盛り込み、関連する利害関係者によるユニバーサル・デザインの適用を促進する。
- ・障害者にアクセシブルかつ支援付きの情報通信技術及びシステムを提供することを目的として、公共調達措置を通じて公共投資を行う。
- ・公的及び私的領域の両方でアクセシビリティ基準への準拠を監視及び評価するメカニズムを導入する。
- ・施設やサービスにアクセスするために必要なアクセシビリティ対策について、DPO を通じて障害者に必ず相談する。
- ・CRPD 第 9 条「施設及びサービス等の利用の容易さ」及び SDGs のゴール 9、11、ターゲット 11.2 並びに 11.7<sup>72</sup>との関連性に留意する。

## ・防災

イランにおける防災分野を担当している政府機関は、国家災害管理組織（National Disaster Management Organization<sup>73</sup>）である。政府報告によれば、人道的緊急事態において、障害者を保護するためにさまざまな対策が取られている。

非政府セクターにおいては、IRC が、自然災害や人道的緊急事態の際に重要な役割を担う。

<sup>71</sup> <https://2009-2017.state.gov/documents/organization/253135.pdf>（参照 2020-12-18）

<sup>72</sup> ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」、11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を」、ターゲット 11.2「脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」、11.7「女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」

<sup>73</sup> 2008年に設立した機関。 <https://ndmo.ir/>（参照 2020-12-18）

IRC は障害者を支援するために、リハビリテーションサービス・評価・設備の提供、災害への対処方法と被害の軽減方法を学ぶための災害前後の医療サービスと訓練の提供を行っている。これらのサービスは、1989年のルドゥバル（Rudbar）地震、2003年のバム（Bam）地震、2012年の東アゼルバイジャン（Ahar&Varzeghan）地震及びブシェール（Bushehr）地震、ザーヘダーン（Zahedan）において提供されている。

NGO は、緊急時対応に積極的な取り組みがある。例えば、2002年のバム（Bam）地震時には、海外からの支援により国内 NGO 数団体が、被災した子どもや障害者を対象に以下の活動を行った。

- ・地震直後の障害者の保護と教育
- ・地震後の危機を克服するための障害者の訓練
- ・障害者への特別な医療機器の供給と配布
- ・地震直後の障害者専用医療機器の適切な使用に関する指導
- ・バム（Bam）地震後に、障害者の医療及びリハビリテーションのための一時的なセンターの設立

また、総括所見は防災・減災の取り組みにおける障害者の包摂について以下の推奨事項を挙げている。

- ・仙台防災枠組に沿って、災害危機軽減計画と戦略が、あらゆる危機状況において、アクセシビリティと障害者の包摂を確実にする。
- ・難民キャンプでは、アクセス可能な避難所、水と衛生、教育と健康、緊急時の避難とリハビリテーションなどの措置を通じて、障害者の保護を促進するための措置を講じる。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績<sup>74</sup>

日本政府	<p>【研修員受け入れ】</p> <p>国別研修：障害者のための職業訓練（2009-2012）</p> <p>【草の根技術協力事業】</p> <p>イランのバリアフリー支援事業（2017-2019）</p>
他ドナー	<p>【多国間協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラク、レバノン、アルメニア、グルジア、アフガニスタンと協力した SWO による CBR プログラムの実施。</li> </ul> <p>【国際機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」）</li> </ul> <p>特別のニーズがある子どもの初等教育へのアクセス改善。</p> <p>コロナ禍におけるイラン内務省を通じた弱い立場の子どもへの支援。</p>

<sup>74</sup> 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、政府報告、各組織のウェブサイト、並びに [https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11788668\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11788668_01.pdf)（参照 2021-01-22）を基に記載

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連難民高等弁務官（United Nations Higher Commissioner for Refugees。以下、「UNHCR」） イラン国内のアフガニスタン難民（障害のある難民を含む）を支援。</li> <li>・世界保健機構（World Health Organization。以下、「WHO」） 1990年代から CBR プログラム実施を支援。</li> <li>【国際 NGO】</li> <li>・ Amici di Raoul Follereau（AIFO） CRPD 実施にかかる SWO に対する技術支援。</li> <li>・ Arbeiter Samariter Bund（ASB） イラン地震におけるリハビリテーションセンターの建設。</li> <li>・ Humanity &amp; Inclusion（旧 Handicap International） イラン地震における医療・リハビリテーションにかかる支援。</li> <li>・ Save the Children イラン地震におけるリハビリテーションにかかる支援。</li> </ul>
--	---

## 2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況<sup>75</sup>

イランにおける CBR の歴史<sup>76</sup>は、1990年代にさかのぼる。1991年に WHO のガイドライン「Training in Communities for Persons with Disabilities」がペルシャ語に翻訳され、翌1992年にはイラン国内2地域において CBR パイロットプログラムが開始された。1994年には6州の6地域に拡大され、2006年にはすべての州<sup>77</sup>において CBR プログラムが実施されていた。この頃までに16万7,400人の障害者が発見されている。

2007年時点において、①保健省プライマリーヘルスケアユニット、②社会福祉省、③内務省地方自治組織、④NGO 及び DPO、⑤障害者とその家族、⑥福祉及びリハビリテーション分野の大学が CBR を実施している<sup>78</sup>。地域レベルに CBR 委員会が立ち上げられ、同委員会に關与する地域組織及び DPO が育成された。

政府報告は、自立して生活し、積極的に社会参加するために、障害者には福祉や雇用における支援の必要性があることを前提に、以下のような対策がなされていることを報告している。

- ・ WHO の訓練手順に従って、障害者及び家族に対して CBR の枠組みの中で自立して生活できるように指導する。
- ・ ソーシャルワーカーが、通常の家庭訪問に加えて、障害者及び家族のかかえる問題の解決のフォローアップを行う。

<sup>75</sup> 政府報告に基づき記載。

<sup>76</sup> SWO (2007)

<sup>77</sup> 2006年時点でイランには28州が存在した。

<sup>78</sup> SWO ((2007)

- ・ SEPAS<sup>79</sup>計画の枠組みにおいて、障害者の家庭及び福祉施設訪問を行う。
- ・ 福祉施設にいる、殉教者を親に持つ障害児を訪問する。
- ・ 障害者に対する家庭教育にかかるプログラムを策定・実施する。その際、訓練教室等を開催することによって、精神保健の向上だけでなく心理・社会的影響を防ぐ。
- ・ 障害者に対する家庭教育にかかるパンフレット及び冊子を配布し、心理・社会的影響を防ぐ。
- ・ 障害者と家族のための 85 カ所のカウンセリングセンターすべてにおいて、個別のカウンセリングを行い、心理・社会的影響を防ぐ。
- ・ 障害者及び家族のために集団カウンセリングを行い、彼/彼女らの問題を予防し、解決する。
- ・ 障害者が結婚した際に結婚祝いを送る。
- ・ 障害者への医療補助とケアにかかるプログラムを実施する。
- ・ 障害者を対象に、国内線航空賃を半額とするように同意書に署名する。
- ・ 障害者のための自動車を使いやすくする。
- ・ 障害者のための特別な自動車ナンバープレートを発行する。
- ・ 障害者年金を支払う。
- ・ SEPAS 計画による障害者の訪問事業を企画・実施し、雇用及び経済的困難を含む彼/彼女らの課題をフォローアップする。

SWO の報告<sup>80</sup>によれば、CBR 事業の対象となっている障害者数は 2014 年に 42 万 4,534 名、2015 年に 43 万 9,101 名であり、1 年間で対象者が約 1 万 5000 人増加している。なお、2020 年 8 月の時点で、農村人口の約 97%が、CBR 事業の対象となっており、毎年、約 48 万人の障害者がさまざまな社会サービスや医療サービスを利用していると報告されている<sup>81</sup>。

## 2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況<sup>82</sup>

イラン政府はマラケシュ条約に署名・批准していない。なお、世界的財産機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」）には 2002 年に加盟している。著作権法は 1970 年に制定されている。

<sup>79</sup> 全国民保健電子記録計画（National Electronic Health Record for Every Citizen）

<sup>80</sup> 普遍的・定期的レビュー中間報告（2015-2016）

（<https://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session20/IR/Iran2ndCycle.pdf>（参照 2020-01-05））にある SWO の情報に基づく。

<sup>81</sup> SWO のリハビリテーション担当副官である Dr.Nafariyeh による報告。<http://en.behzisti.ir/news/22277/Latest-rehabilitation-services-taken-by-SWO-in-recent-years>（参照 2020-01-05）

<sup>82</sup> 政府報告及び WIPO ウェブサイト（[https://www.wipo.int/members/en/details.jsp?country\\_id=82](https://www.wipo.int/members/en/details.jsp?country_id=82)（参照 2021-01-15））に基づき記載。

2015年9月6日の内閣府令第77303号第13条に従って、情報通信省は、ウェブサイトや視覚障害者及び聴覚障害者等が利用できるようにする責任を負っている。また、すべての新聞、雑誌は、電子形式で、障害者がコンテンツにアクセスできるようにしており、イラン Sepid 新聞<sup>83</sup>は、中東で唯一、視覚障害者のための日刊新聞として発行されている。

内閣府令第77303号第11条では、文化・イスラム指導省に点字書籍の作成・出版のための資金を割当てる義務を課し、第12条では、すべての法的機関に点字ですべての法律、規則、説明書、通知状を公開する義務を課している。

なお、総括所見は「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」の中で、「マラケシュ条約を批准し、実施するために必要なすべての措置をできるだけ早く講じる」ことが推奨事項として明記されている。

## 2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

イラン<sup>84</sup>においては2020年2月中旬に6名の感染報告があつて以来、1日に1,000人以上の感染者数が出ており、国際的な流行初期の段階では最も深刻な国の一つであった<sup>85</sup>。なお、11月下旬のピーク時には1日に約1万4,000人規模の感染者を出している。WHOによれば、2021年1月14日時点で新型コロナウイルス感染者累計は130万5,339名であり、死者数累計は5万6,457名である。イランにおける全国的なロックダウンはなされていないが、都市及び州ごとのロックダウンは実施されている。政府によってとられた全国的な対策<sup>86</sup>としては、マスク着用の義務化、都市間移動の禁止、21時から4時までの夜間外出禁止令の発令等が挙げられる。

本調査では、DPO等を対象にオンライン・アンケート調査を実施したが、回答は得られなかった。以下にイラン政府、UN機関並びにNGO等のウェブ情報を基に、コロナ禍が障害者にもたらした影響に関する情報を取りまとめた。

### ① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

脆弱な子どもたちのニーズに対応するために、内務省の要請を受けた UNICEF が、衛生用品（手指消毒剤3万個、除菌ジェル1万2,000個、液体ハンドソープ3万個、生理用品1万2,000枚、粉末洗剤3万3,000個、食器用洗剤3万3,000個、マスク30万枚等）を配布している。これらの脆弱な子どもたちには、保護者のいない子ども、ケアセンターに入所している子ども、がん等の病気のある子ども、路上生活している子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等が含まれている<sup>87</sup>。

<sup>83</sup> ウェブ配信及び点字新聞を出版している。

<sup>84</sup> <https://covid19.who.int/region/emro/country/ir>（参照 2021-01-15）

<sup>85</sup> Jalali, M (2020) <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/09687599.2020.1754165>（参照 2021-01-15）

<sup>86</sup> <https://www.aljazeera.com/news/2020/11/21/iran-imposes-nationwide-covid-19-restrictions-but-no-lockdown> 及び <https://www.timesofisrael.com/irans-coronavirus-death-toll-passes-50000-as-tehran-lockdown-eased/>（参照 2021-01-15）

<sup>87</sup> <https://www.unicef.org/iran/en/press-releases/unicef-iran-cooperation-ministry-interior-provided-covid-19-supplies-vulnerable>（参照 2021-01-22）

なお、2020年5月12日にイラン人権センター（The Center for Human Rights in Iran）は、国連によって作成された新型コロナウイルス流行における障害者の直面する危機への国の対策に係るガイドラインの非公式ペルシャ語版を出版している<sup>88</sup>。

## ② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

Jalai, M. (2020) によれば、障害者のためのリハビリテーション施設や治療施設の大部分は、テヘラン（Tehran）のような大都市に位置しており、政府による新型コロナウイルス対策の一環として導入された都市間及び都市内の交通手段の制限により、多くの障害者が必要とする医療及びリハビリテーションサービスにアクセスしづらい状況にある。

## ③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

2020年2月から7か月間の間、学校への通学が禁止となった<sup>89</sup>。9月にはイラン政府によって感染数が十分に低いと判断された地域にある学校について、約1,500万人の児童・生徒が学校に戻った。これは全国の11万6,000校のうち、62%に相当する。休校期間中も含めて、9月以降学校に通えない児童・生徒のために、国営テレビを通じたバーチャル授業が運営されていた。なお、通常学校もしくは特別支援学校に所属する障害のある児童・生徒については、情報はオンライン文献からは得られなかった。

## ④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

Jalali, M. (2020) によれば、触覚への依存度の高い視覚障害者は、外出時の感染リスクが高くなる。

## ⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

コロナ禍における障害者児・者の就労に関する情報はオンライン文献からは得られなかった。

## ⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

Jalai, M. (2020) によれば、新型コロナウイルス対策においては、人々の啓発と教育が重要な要素である。この認識の下、聴覚障害者及び視覚障害者のために、アクセシブルな関連情報（手話通訳、点字、音声、電子フォーマット）を提供することが、情報を発信する機関の優先事項であるとしている。例えば、点字で毎日発行されている前述の Sepid 新聞は、新型コロナウイルス関連ニュースを取り上げている<sup>90</sup>。他方、国連のウェブ情報<sup>91</sup>によれば、ラ

<sup>88</sup> <https://www.iranhumanrights.org/2020/05/persian-translation-un-guidance-on-protecting-people-with-disabilities-from-covid-19/> (参照 2020-12-19)

<sup>89</sup> <https://www.dw.com/en/coronavirus-iran-reopens-schools-after-seven-months/a-54826894> (参照 2021-01-22)

<sup>90</sup> Jalai, M. (2020)

<sup>91</sup> <https://www.un.org/en/coronavirus/iran-young-blind-woman-helps-others-%E2%80%93-including-those-disabilities-%E2%80%93-fight-covid-19> (参照 2021-01-15)

ジオやテレビで放送されている保健に関する助言は、聴覚障害者に届いていない可能性があり、マスクを着用する事によりさらに聴覚障害者のコミュニケーションを困難にしていると報告している。また、情報保障分野で活動する国内 NGO である ARTICLE19<sup>92</sup>も、障害者の情報保障が完全になされていない点を指摘している。

---

<sup>92</sup> <https://www.article19.org/resources/iran-people-with-disabilities-endangered-by-lack-of-information/> (参照 2021-01-15)

### 3. 障害関連団体の活動概況

#### 3-1. 障害当事者団体の活動概要<sup>93</sup>

イランには多くの DPO が存在する。その代表として、Association of Disabled Persons、Scientific and Artistic Society of Persons with Disabilities、Society of Spinal Cord Injury of Tehran、Raad Charity Organization、Charity of Desire for Equal Opportunities 等が挙げられるが、活動の詳細に関する情報はない。首都テヘラン (Tehran) だけで、全 374 セクターにおいてそれぞれ DPO が立ち上げられ、障害者が自ら運営している。メンバー数の分布について以下の図 3-1 に示す。

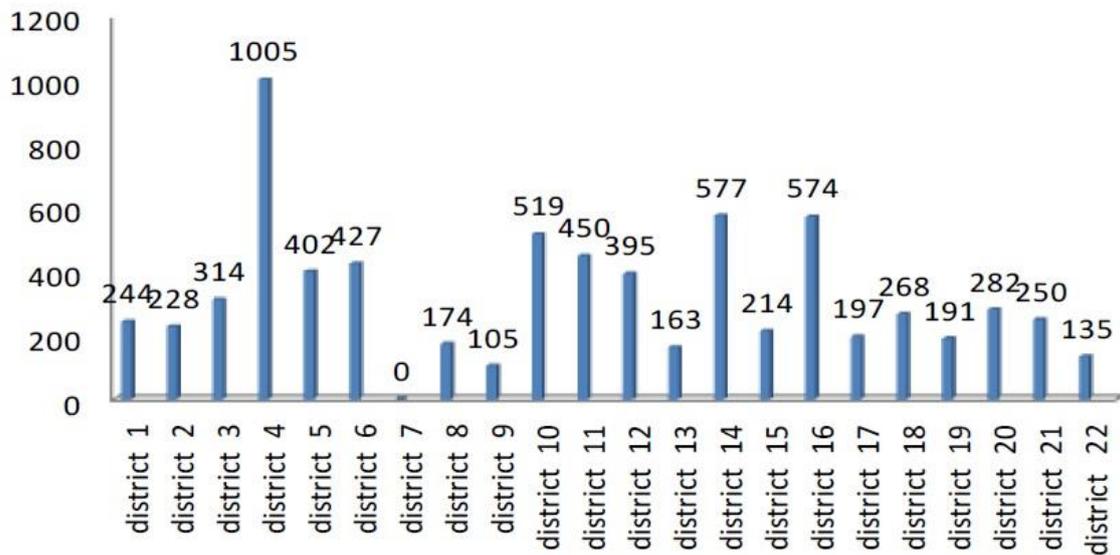


図 3-1 テヘランの 22 ディストリクトにおいて活動する DPO のメンバー数の分布

出所：政府報告より転載

#### 3-2. 障害者支援団体の活動概要<sup>94</sup>

団体名	概要
赤新月社 (IRC : The Red Crescent Society of Iran)	基となる組織は 1922 年設立にされていたが、1980 年に赤新月社に改名した。特に震災時に障害者支援の実績がある。
人権アドボカシー (The Advocates for Human Rights)	1983 年設立。人権の国際基準及び法律の促進と保護を目的として活動する組織。

<sup>93</sup> 政府報告に基づき記載。

<sup>94</sup> パラレルレポートを提出している団体名に基づき記載

<p>アブドルレヘマン・ボ ロウマンド財団 (The Abdorrahman Boroumand Foundation)</p>	<p>1981年設立。人権保護と民主主義のために活動する組織。</p>
<p>世界死刑廃止連盟 (The World Coalition Against the Death Penalty)</p>	<p>2002年設立。150以上のNGO、弁護士会、地方自治体、労働組合の同盟。死刑をなくすための国際的な側面を強化する事が目的。司法制度における障害者の権利の保障にかかる活動を実施している。</p>
<p>インパクト・イラン (Impact Iran)</p>	<p>2014年に開始された人権擁護同盟。7カ国14組織によって構成されており、人権擁護にかかるさまざまな活動を実施。</p>
<p>人権支援者センター (Center for Supporters of Human Rights)</p>	<p>2012年に英国で設立された組織。2003年ノーベル平和賞受賞者のシーリーン・エバーディ博士が、センター創設者及び議長である。人権意識の向上、教育、エンパワメントを通じて、国内のイラン人の生活を改善することを目的とする。</p>

#### 4. 参考資料

Government of Iran (2015) *CRPD initial Report submitted by Iran* High Council for Human Rights, *Universal Periodical Review Mid-Term Report (2015-2016)*

<https://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session20/IR/Iran2ndCycle.pdf> (参照 2021-01-22)

Mehrdad R. (2009) *Health System in Iran*, International Medical Community, Japan Medical Association Journal, Vol. 52

[http://www1.med.or.jp/english/journal/pdf/2009\\_01/069\\_073.pdf](http://www1.med.or.jp/english/journal/pdf/2009_01/069_073.pdf) (参照 2020-12-22)

Nahvinejad. H (2003) *Performance of Community-Based Rehabilitation (CBR) in Rural Areas of Islamic Republic of Iran*, Iranian Rehabilitation Journal, Vol 1, Issue 1

<http://irj.uswr.ac.ir/article-1-652-en.pdf> (参照 2020-12-22)

Statistical Center of Iran, *Iran statistical yearbook (2017-2018)*

<https://www.amar.org.ir/Portals/1/yearbook/1396/17.pdf> (参照 2020-12-18)

SWO (2007) *Community Based Rehabilitation in Iran*, presented by Mr. Kazem Nazmdeh, The 18<sup>th</sup> Asian Conference on Mental Retardation November 2007, Taipei Taiwan

[http://www.jlidd.jp/gtid/AP\\_CBR/pdf/18.pdf](http://www.jlidd.jp/gtid/AP_CBR/pdf/18.pdf) (参照 2020-12-22)

UN (2017) *CRPD concluding observations on the initial report of Iran*

UNESCO (2017) *Country Strategy for the Islamic Republic of Iran (2017-2021)*, <http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Tehran/images/UNESCOIran20172021.pdf> (参照 2020-12-16)

UNESCO(2019) *Discussion paper on the UNESCO Salamanca Statement 25 years on Developing inclusive and equitable education systems*, <https://en.unesco.org/sites/default/files/2019-forum-inclusion-discussion-paper-en.pdf> (参照 2020-12-07)

United States of America (2015) *Iran Human Rights Report*

<https://2009-2017.state.gov/documents/organization/253135.pdf> (参照 2020-12-18)

日本政府 法務省 (2017) 「英国内務省イラン基礎情報」

<http://www.moj.go.jp/content/001320427.pdf> (参照 2020-12-18)

細谷 (2011) イラン・イスラーム共和国「総合的な障害者権利支援法」『イスラーム世界研究』第4巻1-2号(2011年3月)

[https://kias.asafas.kyoto-u.ac.jp/kyodo/pdf/kb4\\_1and2/26hosoya.pdf](https://kias.asafas.kyoto-u.ac.jp/kyodo/pdf/kb4_1and2/26hosoya.pdf) (参照 2020-12-18)

<ウェブ情報>

British Council, What does school education look like in Iran?

<https://www.britishcouncil.org/voices-magazine/what-does-school-education-look-iran> (参照 2020-12-18)

Human Rights Watch, “Just Like Other Kids” Lack of Access to Inclusive Quality Education for Children with Disabilities in Iran

<https://www.hrw.org/report/2019/10/02/just-other-kids/lack-access-inclusive-quality-education-children-disabilities> (参照 2020-12-18)

Iran Center for Human Right, website

<https://www.iranhumanrights.org/> (参照 2020-12-17)

Iran Center for Human Right, English Translation: Iran’s “Law to Protect the Rights of the Disabled”

<https://iranhumanrights.org/2020/01/english-translation-irans-law-to-protect-the-rights-of-the-disabled/> (参照 2020-12-17)

Iran Center for Human Right, Persian Translation: UN Guidance on Protecting People with Disabilities from COVID-19

<https://www.iranhumanrights.org/2020/05/persian-translation-un-guidance-on-protecting-people-with-disabilities-from-covid-19/> (参照 2020-12-19)

Iran Center for Human Right, No Budget or Implementation: Rouhani Government Fails to Implement Disability Rights Law

<https://www.iranhumanrights.org/2019/09/no-budget-or-implementation-rouhani-government-fails-to-implement-disability-rights-law/> (参照 2020-12-17)

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body Status

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=IRN&Lang=EN](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=IRN&Lang=EN) (参照 2020-12-17)

SWO, Comprehensive law on protection from persons with disabilities

<http://en.behzisti.ir/news/13501/Comprehensive-law-on-protection-from-persons-with-disabilities> (参照 2020-12-17)

SWO, Latest rehabilitation services taken by SWO in recent years

<http://en.behzisti.ir/news/22277/Latest-rehabilitation-services-taken-by-SWO-in-recent-years> (参照 2020-12-17)

SWO website

<http://en.behzisti.ir/>, (参照 2020-12-18)

Jalali, M (2020) *COVID-19 and disabled people: perspectives from Iran*,

<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/09687599.2020.1754165> (参照 2021-01-15)

UN (2015) CRPD parallel report submitted by stakeholders

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-18)

内閣府 (2016) 「平成 28 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h5\\_05\\_01.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h5_05_01.html)（参照 2020-12-17）

JICA（2017）すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み  
[https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability\\_and\\_development.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf)  
（参照 2020-12-18）